

令和4年度札幌市職員ストレスチェック業務
公募型企画競争提案説明書

1 業務名

令和4年度札幌市職員ストレスチェック業務

2 目的

本業務は、労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」について国が定めた省令、告示、指針等に従い、札幌市職員のストレス程度を把握し、高ストレス者を選定することによって、当該職員へ適切な対応を行い、メンタルヘルス不調となることを未然に防止すること（一次予防）とともに、個人結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレス要因そのものを低減すること。

3 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

(2) 告示日

令和4年5月10日（火）

(3) 履行期間

契約日から令和5年2月28日まで

(4) 業務内容

別紙「令和4年度札幌市職員ストレスチェック業務仕様書」のとおり

4 企画提案項目

(1) ストレスチェックに関する過去の実績

(2) ストレスチェックの実施方針（実施計画、実施体制及び実施方法）

(3) ストレスチェックの個人結果及び集団分析結果、統計資料

- (4) ストレスチェックの研修（研修資料及び研修方法）
- (5) 個人情報の保護対策
- (6) その他委託業者の提案によるもの（企業独自のサービス等）

5 予算規模（契約限度額）

6,576,533円（税込）

6 参加資格要件

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類が「医療業、保健衛生サービス業」もしくは「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録がされている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 個人情報の取扱いに関し、以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ・ ISO27001/ISMSを認証取得していること。
 - ・ プライバシーマークを認証取得していること。
 - ・ 個人情報を取り扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。
- (7) 過去3年以内に現行のストレスチェック制度における、ストレスチェック受検と個人結果の出力、及び集団分析結果の出力に関する業務を受検者数10,000名以上の規模を有する一の団体で受託し、実施した実績が

あること。

- (8) 現行のストレスチェック制度において、令和3年度までに同時稼働数5,000名以上の実績を有するアプリケーションを所有していること。

7 参加手続きに関する事項

(1) 日程

- ・企画提案の公募開始・・・・・・・・・・令和4年5月10日（火）
- ・質問票の提出期限・・・・・・・・・・令和4年5月16日（月）※
- ・企画提案書等提出期限・・・・・・・・・・令和4年5月25日（水）※
- ・参加資格の確認・・・・・・・・・・令和4年5月26日（木）
- ・書類審査・・・・・・・・・・令和4年6月2日（木）【予定】

※ 提出期限については、それぞれ期限日の17時必着とする。

(2) 提出書類

下記の提出書類①については1部、②～④については、同じ綴りで各10部並びにPDFファイル形式の電子媒体（CD又はDVD）1部を、企画提案書等提出期限（令和4年5月25日（水）17時）までに担当部局へ郵送又は持参により提出すること。書類提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。なお、提出された書類等は返却しない。

① 参加意向申出書（様式1）

② 企画提案書（自由様式。ただし、実施体制として様式2及び設問票・結果票・集団分析・研修資料等のサンプルを別途提出すること。）

③ 積算書（様式3）

④ 類似業務実績（自由様式）

(3) 質問の受付及び回答

質問は提出期限（令和4年5月16日（月）17時）までに質問票（様式4）により下記アドレスまでEメールで提出すること。

- ・提出先アドレス：shokuin.anzeneisei@city.sapporo.jp

質問に対する回答は、令和4年5月19日以降、ホームページ上で公開する。

8 契約候補者の選定方法

令和4年度ストレスチェック企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、別紙「評価項目・評価基準」に基づく審査を実施し、最低基準点（総合点数の満点の6割）以上、かつ各委員の評価点数を合計した総合点数により最高点を示した1者を契約候補者として選定する。

なお、参加者が1者のみの場合は、最低基準点以上の場合に限り、契約候補者として選定する。

また、最高点が複数者いた場合は、委員の協議により選定を行う。

(1) 参加資格の確認

- ・参加資格については「6 参加資格要件」に基づき確認を行う。
- ・参加資格の確認結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(2) 審査

企画提案の審査は提出書類により行い、プレゼンテーションは実施しない。

(3) 契約

本業務の委託の手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、契約候補者が「6 参加要件資格」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(4) 選定結果の通知方法

選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。

9 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないことになったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

10 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法、積算金額等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者

11 参加資格等についての申し立て

本企画競争において、参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

12 評価についての申し立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

13 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとした、いかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

14 その他留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 業務従事者一覧に記載されたストレスチェック責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (4) 札幌市が提出した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

15 問い合わせ先、提出先

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎11階）

札幌市総務局職員部職員健康管理課

電話（011）211-2086 FAX（011）218-5169